

# 福岡県公報

平成20年6月25日  
第2840号

## 目次

### 告示(第1016号-第1042号)

廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	..... 2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	..... 2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	..... 2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	..... 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 4
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 6
土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	..... 7
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 7
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	..... 8
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 8
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	..... 9
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	..... 9
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	..... 9
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	.....10
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	.....12

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	.....10
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	.....11
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....11
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	.....11
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	.....12
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	.....12
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....13
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....13
公 告		
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....13
選挙管理委員会		
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	.....14
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	.....14
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	.....14
監 査 委 員		
包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	.....15
公 安 委 員 会		
技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	.....16
正 誤		
福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規		

則（平成20年6月福岡県規則第47号）中正誤.....18

告 示

福岡県告示第1016号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する区域

京都郡みやこ町犀川花熊1584

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定するみやこ町により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第1017号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	53	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	53

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口位置
2	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外	2	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

福岡県告示第1018号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパードラッグコスモス柏の森店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年2月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,336平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外	50

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外	40

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外	11.41

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県飯塚市大字柏の森607番3 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1019号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年6月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店

(2) 所在地 福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年2月12日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,130平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外	210

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外	30

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外	207

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外	25.29

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

福岡県告示第1020号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字集字小古野2364 - 1、2364 - 4 から2364 - 8 まで、2365 - 1、2365 - 10及び2365 - 11

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町富久町一丁目2番地6

後藤 正男

福岡県告示第1021号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市馬見字所迫2474の1、字岩河内2615、2627の4、字天羽山2790、字東尾谷2848の1、字鯨石3015、3017、3062の5、3062の6、3078、字山ノ神3084、3086、3089、3091、3100、3104、字山ノ田3164の1、3175の2、3176、字用意野3193、3194、字数石3204の6、桑野字ナカノ2038、2039、字山口2323、千手字セイ々谷1 - 3

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施設要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1022号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市屏字ウトウラ1716の1、1716の1地先(次の図に示す部分に限る。)

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡市早良区大字椎原字フクノタケ374の3、378の18、380の20

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八女郡星野村字金山18893の2、18894の2

(4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

飯塚市鹿毛馬字唐松698の1

(5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )及び標柱6号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

糸島郡二丈町大字福井字ヒエコバ4229、4230の1、4228地先(次の図に示す部分に限る。 )

(6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

大野城市大字牛頸2181の24、2181の28、2185の1、2186、2181の24地先(次の図に示す部分に限る。 )

(7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

宮若市山口字馬口3524、3529

(8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

宮若市湯原字山ノ口2337、2342の2

(9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

前原市大字王丸字小林430

(10) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )及び標柱6号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

前原市大字飯原字次久1207、1209の1、1213

(11) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

田川郡添田町大字落合字鳥ヶ迫1072、1073

(12) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。 )

田川郡添田町大字中元寺字小網立384、385

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1023号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字草木字蔵畷80 - 14、88 - 2、88 - 4 から88 - 8まで、88 - 10、85 - 1、85 - 8 から85 - 11まで、71 - 1 から71 - 29まで、84 - 2の一部、84 - 3の一部、字江端95 - 2、100 - 2及び水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡県大牟田市長田町32番地の1

三池生コンクリート工業株式会社 代表取締役 本田 邦昭

福岡県告示第1024号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人WRAP研究会

(2) 代表者の氏名

磯田 重行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東町412番地23

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び一般市民に対し、WRAP（元気回復行動プラン）を活用し、メンタルケア及び、リハビリを促進する活動を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1025号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会

(2) 代表者の氏名

山崎 佳代子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市中央6丁目11番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づいて、在宅の高齢者・障害者及び日常生活に困難を抱える住民に対して、相互扶助のもと自立を助けるための在宅福祉サービスに関する事業を行い、住み良い環境で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (前原地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (池田地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (新田地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (神在地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日

前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	平成20年2月21日	平成20年3月31日
----------	-----------------------	------------	------------

福岡県告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯介301	飯塚市立病院	飯塚市弁分633 - 1	20・4・1	訪看・予訪看
京介歯93	医療法人宝歯会 苅田スマイル歯科小児 歯科医院	京都郡苅田町神田町2丁目 25 - 20	20・4・17	居管・予居管
糸島介薬1	ふれんど薬局	糸島郡志摩町大字初43 - 24	20・7・1	居管・予居管
直居83	健明会総合ケアセンター	直方市大字感田1842 - 12	20・5・1	通介・予通介
飯居233	デイサービスセンター いい穂会筑穂桂川	飯塚市平塚字寒竹85 - 1	20・4・1	通介・予通介
飯居234	天空の杜デイサービスセンター	飯塚市平垣181 - 1	20・6・5	通介・予通介
飯居235	ショートステイ 天空の杜	飯塚市平垣181 - 1	20・6・5	短生・予短生
田居148	つくしデイサービス 田川	田川市平松町3 - 74	20・5・1	通介・予通介
中支16	ケアプラン桃のはな	中間市大字垣生1131 - 2	20・5・9	居支

筑紫地居22	ショートステイや まと	筑紫郡那珂川町大字安德55 5	20・5・1	短生・予短生
粕支19	新宮偕同園居宅介 護支援事業所	糟屋郡新宮町大字上府545 - 1	20・6・1	居支
鞍支35	ケアプランセンタ ーもくれん	鞍手郡小竹町大字勝野2777	20・5・1	居支
う支11	居宅介護支援セン ターかわせみ	うきは市浮羽町古川1023 - 1	20・5・1	居支
う居30	訪問介護支援セン ターかわせみ	うきは市浮羽町古川1023 - 1	20・5・1	訪介・予訪介
久地居37	デイサービス椿	三潴郡大木町大字上白垣 622 - 2	20・4・1	通介・予通介
み支21	J Aみなみ筑後ケ アプランサービス	みやま市高田町原1080 - 1	20・6・1	居支
田川支75	コスモスクエアセン ター	田川郡香春町大字香春1641 - 4	20・6・1	居支
大居172	小規模多機能型居 宅介護みえあむ	大牟田市市沖田町491	20・5・1	小居・予小居
大居173	認知症対応型通所 介護ぶらいえ	大牟田市大字田隈827 - 1	20・5・1	認通・予認通
像居48	まりしの郷里みち	宗像市東郷6丁目2 - 19	20・6・1	認共・予認共
像居49	まりしの郷里あや とり	宗像市東郷6丁目2 - 19	20・6・1	小居・予小居
粕居68	アイクデイサービ スセンター	糟屋郡須恵町大字旅石631 - 2	20・5・1	認通・予認通
鞍居107	小規模多機能ホー ムひいらぎ	鞍手郡鞍手町大字室木801 - 2	20・5・1	小居・予小居
宮居58	認知症対応型通所 介護木蓮の家	宮若市長井鶴263 - 7	20・5・1	認通・予認通
田川居90	いきいきハウス池 尻	田川郡川崎町大字池尻877 - 1	20・5・1	認共・予認共

福岡県告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
春居43	医療法人徳洲会福 岡徳洲会介護セン ター	春日市桜ヶ丘4丁目23	20・2・1	訪介・予訪介
筑居35	医療法人城戸医院 グループホームぶ どうの樹	筑後市大字久富667 - 3	19・10・1	認共・予認共
田居78	グループホームや すらぎ	田川市大字伊田426	20・3・1	認共・予認共
筑紫居2	デイ・ケアセンタ ーあけぼの	筑紫野市紫4丁目6 - 15	20・3・1	通り・予通り
筑紫居19	デイサービスセン ターあけぼの	筑紫野市紫4丁目6 - 15	20・3・1	通介・予通介
田川介福5	特別養護老人ホー ム長寿園	田川郡糸田町大熊4154 - 2	20・3・21	短生・老福・ 居支・予短生
大居143	小規模多機能施設 わたげ	大牟田市大字倉永1652 - 1	19・8・1	小居・予小居

福岡県告示第1029号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日



福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
北居66	株式会社サンケイ ガス松下電工エイ ジフリー介護チェ ーン福岡東	サンケイ介護サー ビス	糟屋郡粕屋町大字仲原 2422 - 1	20・7・1
鞍居57	社会福祉法人煌ふ くしサービスセン ターりぼんの会	社会福祉法人グリ ーンコープ ふく しサービスセンタ ーりぼんの会	鞍手郡鞍手町大字中山 2451 グリーンコープ 鞍手デイサービスセン ター内	20・4・1
み支11	南筑後農業協同組 合「しあわせの 会ヘルパーステー ション」	JAみなみ筑後「 しあわせの会ヘル パーステーション 」	みやま市高田町原1080 - 1	20・6・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉麻支6	社会福祉法人 嘉麻市社会福 祉協議会 嘉 麻北居宅介護 支援事業所	嘉麻市岩崎1117 - 2	嘉麻市岩崎1143 - 3 稲築住民センター内	20・5・16

福岡県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京介歯33	古門歯科医院	京都郡みやこ町上黒田868	20・5・2
京居7	医療法人三木医院ホーム ヘルプサービス	京都郡苅田町若久町2丁目17 - 13	20・5・1
京居46	生き生き介護センターた じり	京都郡苅田町神田町3丁目3 - 19	20・4・30

福岡県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
朝倉支12	まるごとケアプランサー ビス日迎の園	朝倉市杷木穂坂59 - 1	20・3・31

## 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春居24	医療法人徳洲会福岡徳洲 会介護センター	春日市須玖北4丁目5	20・1・31

福岡県告示第1032号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生柔36	安部喜啓 (永松整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1	20・3・1
大野生柔15	角家 豊 (フェニックス整骨院)	大野城市紫台2-8	19・2・1
大野生柔16	南里尚哉 (フェニックス整骨院)	大野城市紫台2-8	19・2・1

## 福岡県告示第1033号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生柔11	フェニックス整骨院	大野城市紫台2-8	19・1・31
大野生柔15	角家 豊 (フェニックス整骨院)	大野城市紫台2-8	20・3・31

## 福岡県告示第1034号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
------	--------	-----------	-----------	-------

20	伊藤整骨院	朝倉郡筑前町中牟田 467-4	朝倉郡筑前町松延691 -6	19・8・17
----	-------	--------------------	-------------------	---------

## 福岡県告示第1035号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
小生96	中原内科クリニック	小都市三国が丘1丁目13番	20・5・21
前生歯24	医療法人 誠心 ほりデンタルクリニック	前原市大字神在1392-27	20・5・1
遠生歯85	おかがきデンタルクリニック	遠賀郡岡垣町大字黒山338-1	20・6・1
京生歯93	医療法人宝歯会 苅田スマイル歯科小児歯科医院	京都郡苅田町神田町2丁目25-20	20・5・1
豊生歯45	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	20・5・1
粕生薬128	マリナ薬局 仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	20・5・1
筑生薬46	うさぎ調剤薬局	筑後市大字山ノ井286-8	20・5・1
久地生薬11	にこにこ通り薬局	三潴郡大木町大字上八院1590-1	20・5・1
大生薬159	ふるまち薬局	大牟田市古町3番8	20・5・1
大生薬160	そうごう薬局 青葉町店	大牟田市青葉町31-10	20・6・1
大生薬161	株式会社 隆成堂 橋薬局宝坂店	大牟田市宝坂町2丁目63-4	20・5・2
鞍生薬35	メイト薬局	鞍手郡鞍手町大字新北1663番地1	20・4・1

## 福岡県告示第1036号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
前生歯4	ほりデンタルクリニック	前原市大字神在1392-27	20・4・30
田川生歯73	菅歯科医院	田川郡添田町大字庄212-7	20・4・30
豊生歯44	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	20・4・30
粕生薬112	マリナ薬局 仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	20・4・30
久地生薬10	にこにこ通り薬局	三潞郡大木町大字上八院1590-1	20・4・30
大生薬155	橘薬局宝坂店	大牟田市宝坂町2丁目63-4	20・5・1

## 福岡県告示第1037号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
前生16	医療法人福田眼科クリニック	医療法人 菜太会 福田眼科クリニック	前原市前原中央3丁目15-36	20・4・2
宰生歯28	やよし歯科クリニック	ヤヨシトータルケアデンタルクリニック	太宰府市大佐野5丁目17-1	20・5・1
久地生薬8	ラメック調剤薬局 大刀洗店	そうごう薬局 大刀洗店	三井郡大刀洗町大字下高橋3957-1	20・5・1
朝倉生訪1	甘木朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉市三奈木2420-15	20・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生116	さもと脳神経外科クリニック	大野城市大字上大利634	大野城市上大利5丁目2-12	20・6・1
宰生歯28	ヤヨシトータルケアデンタルクリニック	太宰府市大字大佐野640-1	太宰府市大佐野5丁目17-1	20・5・1
福津生薬7	東福岡薬局	福津市東福岡3丁目4-4	福津市東福岡3丁目4-5	20・5・3

## 福岡県告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

## 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ3	早田 稔 (医療訪問マッサージ 光)	田川市大字糺2153 - 1	20・5・1
田川生マ4	川端勝則 (あおぞら訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444 - 13	20・4・21
大生柔48	小柳めぐみ (めぐみ整骨院)	大牟田市不知火町1丁目1 - 11	20・5・26
大生柔49	小柳美香 (めぐみ整骨院)	大牟田市不知火町1丁目1 - 11	20・5・26
直生柔19	二坂則生 (二坂整骨院)	直方市大字感田527 - 4	20・5・1
柳生柔13	阿志賀信之 (あしが整骨院)	柳川市三橋町正行393番地14	20・4・4
行生柔15	津留孝昭 (つるたか整骨院)	行橋市北泉2丁目15番5号	20・4・25
中生柔12	山本由香 (ゆか鍼灸整骨院)	中間市中央2丁目8番27号	20・5・1
筑紫生柔37	竹藤 薫 (杏整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11 - 1	20・4・1
大野生柔17	大谷 成 (フェニックス整骨院)	大野城市紫台2 - 8	20・4・1
像生柔27	吉村靖夫 (コスモスはりきゅう整骨院)	宗像市土穴1丁目1 - 7	20・5・2
宰生柔14	吉富修平 (水城整骨院)	太宰府市水城4丁目16 - 17	20・6・4
前生柔18	丸山陽介 (ウィング整骨院)	前原市高田4丁目3 - 16	20・5・26
前生柔19	岡田恵理香 (ウィング整骨院)	前原市高田4丁目3 - 16	20・5・26
嘉麻生柔8	川崎明治 (鍼灸整骨院 元氣堂)	嘉麻市岩崎1253 - 6	20・5・15
嘉麻生柔9	橋本鉄郎 (鍼灸整骨院 元氣堂)	嘉麻市岩崎1253 - 6	20・5・15

み生柔14	田中泰弘 (たなか整骨院)	みやま市瀬高町小川218 - 1	20・6・4
筑紫地生柔7	島崎 潤 (整骨院あすく)	筑紫郡那珂川町道善1丁目72番1号	20・6・2
遠生柔13	柴田健夫 (希整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本2丁目10 - 36	20・5・1

## 福岡県告示第1039号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生柔26	日山将剛 (日山整骨院)	糟屋郡志免町志免4丁目14 - 3 HOT 'Sプラザ志免城戸D館105号	20・5・15

## 福岡県告示第1040号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
京生柔7	ひさたに整骨院	京都郡苅田町下新津234-1 グレースヴィラ小波瀬1F	京都郡苅田町新津3丁目2-11 グレースヴィラ小波瀬1F-2号	20・5・1

## 福岡県告示第1041号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成20年6月13日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 シュロアモール筑紫野西側敷地、シュロアモール筑紫野東側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市原田836番地4外、福岡県筑紫野市原田836番地5外

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口位置

11	福岡県筑紫野市原田836番地4外、福岡県筑紫野市原田836番地5外	11	福岡県筑紫野市原田836番地4外、福岡県筑紫野市原田836番地5外
----	-----------------------------------	----	-----------------------------------

## 福岡県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長(メートル)	備 考
柳 川	県 道	飯 江 長 田 線	前	みやま市山川町尾野1165番5先から同市山川町尾野1859番1先まで	6.9 ～ 19.2	468.3	
			後	同上	6.9 ～ 19.2	468.3	
			後	同上	6.6 ～ 43.0	2,155.2	一般国道443号重用延長1,815.2m

## 公 告

## 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年6月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
北村商事
- 2 氏名  
北村 正臣
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市早良区有田3丁目6番1号
- 4 登録番号  
福岡県知事(9)第00115号
- 5 登録年月日  
平成19年12月23日
- 6 行政処分の年月日  
平成20年6月6日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止45日間（平成20年6月7日から平成20年7月21日まで）ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業法第24条の6の4

**選挙管理委員会**

福岡県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成20年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,851

福岡県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成20年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

748,757

福岡県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成20年6月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年6月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,520
北九州市小倉北区	49,693
北九州市小倉南区	57,751
北九州市若松区	23,746
北九州市八幡東区	20,796
北九州市八幡西区	69,686
北九州市戸畑区	17,456
福岡市東区	72,573
福岡市博多区	52,619

福岡市中央区	45,773
福岡市南区	65,794
福岡市城南区	32,846
福岡市早良区	55,483
福岡市西区	48,641
大牟田市・三池郡	40,010
久留米市	62,999
直方市	16,239
飯塚市	21,637
田川市	14,190
柳川市	10,822
甘木市	11,297
八女市	10,332
筑後市	12,835
大川市	10,761
行橋市	19,348
中間市	13,087
小郡市・三井郡	24,307
筑紫野市	26,233
春日市・筑紫郡	40,711
大野城市	24,567
宗像市	25,403
太宰府市	18,462
前原市・糸島郡	26,774
古賀市	15,189
糟屋郡	55,106
宗像郡	15,537
遠賀郡	26,820

鞍手郡	16,349
嘉穂郡・山田市	31,477
朝倉郡	13,553
浮羽郡	14,602
三潞郡	11,877
八女郡	14,723
山門郡	17,165
田川郡	25,015
京都郡	15,545
築上郡・豊前市	17,848

### 監査委員

#### 福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年6月25日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

#### 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
首藤 英樹	春日市桜ヶ丘8丁目70番地
廣島 武文	福岡市南区井尻3丁目16番5-1109号
児玉 邦康	福岡市中央区赤坂3丁目8番31-302号
植田 正敬	福岡市早良区高取1丁目18番20-203号
前田 拓也	福岡市東区東浜1丁目5番6-304号

下坂安勝	千葉県柏市泉町10番21-602号
笠松卓史	東京都文京区本郷1丁目28番3-702号
幸島祥夫	東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目10番7号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成20年6月16日から平成21年3月31日まで

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第207号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成20年6月25日

福岡県公安委員会

### 1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、中型二種、普通二種、大型、中型、普通、大自二、普自二、大特及び牽引）

### 2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成20年7月24日（木曜日） " 7月25日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成20年7月28日（月曜日） " 7月29日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

### 3 審査の申請手続等及び受付期間

#### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したも

の及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、 中型二種、 普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	20,500円	
特定第一種	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成20年7月16日（水曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成20年7月16日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておく



こと。

- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811 - 1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型二種免許、普通第二種免許に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 道路交通法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定一種免許に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円

2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円
備考 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。 2 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては、4,600円を減ずるものとする。 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては、13,300円を減ずるものとする。			

F 柴

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
20・6・13	2835 増刊	規則	47	2	上	下				
ら後ろか								第二十条を削り、		
ら後ろか								第二十条を削り、		

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷会社名: RICO株式会社